

堺市営住宅の入居者の地位の承継に関する要綱（抜粋）

（承認の手續）

第 7 条 入居者の地位の承継の承認を受けようとする者は、規則第 9 条第 1 項に定める入居権承継承認申請書に別表に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

別 表

摘 要		必 要 書 類
1 共 通 書 類		堺市営住宅入居申込書
		請書
		入居者全員の所得額証明書
		入居者全員の住民票の全部写し
		戸籍謄本（入居者と承継者の親族関係がわかるもの）
		保証人の印鑑証明書
		保証人の所得額証明書
2 理 由 別 必 要 書 類	入居者の死亡	戸籍謄本又は死亡診断書
	入居者又は同居者の離婚	戸籍謄本
	離縁、婚姻又は養子縁組	入居者の同意書
	入居者の遠隔地への転勤	勤務先の証明書（転勤先の所在地がわかるもの）
		入居者の同意書
	入居者の失踪宣告又は行方不明	裁判所の審判書又は保護願の写し若しくは除籍謄本
	入居者の長期入院	病院の診断書
		入居者の同意書
	入居者の後見開始の審判又は保佐開始の審判	登記事項証明書の写し
3 必 要 の 書 類	市長が認めた特別な理由	市長が定めた書類
	第5条第1号に該当する者	当該市営住宅の明渡履行誓約書
	家賃滞納者	家賃分納計画書及び履行誓約書
	その他市長が必要と認めた書類	

備考（１）書類は、いずれも１通でよい。

（２）共通する事項については、併用することができる。